

第 10 章 自然再生計画の推進体制

策定した自然再生計画の実行にあたっては、河川に生息・生育する動植物の生息・生育環境及び多様な生態系の保全・復元に資する自然再生施策を着実に推進するため、「円山水系自然再生推進委員会」を設置するとともに、技術的観点からの指導、助言をいただくため、委員会の下部組織として「技術部会」を設置する。

推進委員会と技術部会は、円山水系における自然再生への取り組みが、河川管理者と地域との連携・協働をもとに確実に推進されるよう自然再生施策の実施状況を点検し、生物の多様性の保全・再生・創出の支援を引き続き行う。

自然再生計画の推進体制

